

報告第3号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年5月13日提出

豊川市長 山 脇 実

(建設部関係)

1	専決年月日	平成25年4月9日
	相手方	豊川市在住の40代男性
	損害賠償の額	153,900円
	概要	平成25年3月13日午後8時30分頃、豊川市平尾町源祖21番2地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが蓋の外れた排水溝に落ち、当該自動車の一部が破損した。
2	専決年月日	平成25年4月19日
	相手方	豊川市在住の40代女性
	損害賠償の額	13,500円
	概要	平成25年3月27日午後4時頃、豊川市八幡町沢渡15番地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。